

～未成年者の受診に際してのお願い～

医療行為を行う際には、説明と同意が不可欠な場合や、病歴やアレルギーなどの必要な情報を確認させていただくこと、診療についてご相談させていただくことが多数あります。

当院では**未成年者**(法律上の成年の定めにより**18歳未満の方**)が**外来を受診される際は、親権者の方もしくはその代理人の方の同伴**をお願いしております。

ただし、**中学卒業後の15歳以上の方**については、原則、同伴をお願いしますが、**診療の内容から判断して単独での受診を認める場合があります。**(その際に必要に応じて電話での確認をさせていただくこともあります。)

また、再診や継続して受診される場合は、**中学生以下でも単独での受診を認める場合もありますので担当医師にご相談ください。**

なお、緊急性がある場合は、承諾なしに治療を開始いたします。

千葉市立海浜病院 病院長